

第十二回国会
衆議院

法務委員會議録
第七号

昭和二十六年十月二十七日(土曜日)
午前十一時二分開議

出席委員

委員長代理 理事 押谷 富三君
理事 北川 定務君 理事 田嶋 好文君
理事 猪俣 浩三君

綴治 良作君 佐瀬 昌三君
花村 四郎君 牧野 寛策君
松本 弘君 眞鍋 勝君
山口 好一君 大西 正男君
石井 繁九君 田万 廣文君
梨木 作次郎君

委員外の出席者
参考人(銀行法
会常務理事) 難波 勝二君
参考人(株式会
社東京試験機
所取締役社長) 齋藤 英福君
参考人(弁護士) 大島 正義君
参考人(東京家
庭裁判所判事) 恒田 文次君
専門員 村 教三君
専門員 小本 貞一君

十月二十六日

委員山口好一君辞任につき、その補欠として森下孝君が議長の名で委員に選任された。

同月二十七日

委員森下孝君辞任につき、その補欠として山口好一君が議長の名で委員に選任された。

十月二十五日

神戸地方法務局家島出張所存置の請願(木下榮君紹介)(第二二五号)

福島地方法務局本宮出張所存置の請願(大内一郎君紹介)(第二二六号)

戦争犯罪者の釈放に関する請願(藤枝泉介君紹介)(第二二五号)

同(増田甲子七君外一名紹介)(第二二五号)

浦和地方法務局葛浦出張所存置の請願(佐瀬昌三君紹介)(第二二八号)

津地方法務局尾呂志出張所存置の請願(中村清君紹介)(第二八三号)

津地方法務局萩原出張所存置の請願(中村清君紹介)(第二八四号)

津地方法務局城田出張所存置の請願(中村清君紹介)(第二八五号)

同月二十六日

千葉地方法務局二川出張所存置の請願(竹尾式君紹介)(第四一四号)

千葉地方法務局中川出張所存置の請願(小高嘉郎君紹介)(第四一二号)

千葉地方法務局佐貫出張所存置の請願(小高嘉郎君紹介)(第四一三三号)

宇都宮地方法務局岩舟出張所存置の請願(小平久雄君紹介)(第四一四号)

鹿兒島地方法務局佐多出張所存置の請願(前田郁君紹介)(第四一五号)

仙台北法務局村田出張所存置の請願(庄司一郎君紹介)(第四一六号)

千葉地方法務局八街出張所存置の請願(竹尾式君紹介)(第四一七号)

本日の会議に付した事件
会社更生法案(内閣提出、第十回国
会閣法第一三九号)

○押谷委員長代理 これより会議を開きます。

本日は会社更生法案について、参考人より意見を聴取したいと存じます。

本日御出席の参考人は難波勝二君、齋藤英福君、大島正義君、恒田文次君の四名であります。

この際参考人の諸君にさういふことを申し上げます。本日は御多用のところ、わざわざ本委員会のために御出席くださいましたことを、厚くお礼申し上げます。申し上げるまでもなく、本法案は種々の問題を有しておりますので、参考人各位の忌憚のない御意見を承りますことができれば、本委員会といたしまして幸いに存じますのであります。時間の関係もござい

ますので、お一人大体十五分程度の御意見を御開陳願ひまして、そのあと各委員より御質疑があれば、御質疑にお答えをお願いしたいと存じますのであります。なお御意見の発表の順序を念のために申し上げますと、難波勝二君、齋藤英福君、大島正義君、恒田文次君の順でお願いいたしますと存じます。それではこれより順次御意見の開陳をお願いいたします。御意見の発表の前に、御職業、御姓名をお述べ願ひたいと存じます。それではまず全国銀行協会連合会推薦の難波勝二君にお願ひいたします。

○難波参考人 全国銀行協会連合会東京銀行協会の常務理事の難波勝二でございます。本法律案の趣旨は首肯いただけるのでありますけれども、現在のわが国の経済事情からいいますと、ただちにこれを実行するには時期尚早

であると考えるものであります。たとえば本手続は、更生債権者、特に担保権者の譲歩によりまして会社の更生をはかるものでありますから、これを金融機関の立場から見ましたならば、資金の貸出しに当りましては、当然慎重にやらなければならぬわけでありま

す。特に経済情勢の変転の激しい現状におきましては、どういたしまして、一層慎重になるものと考えるのであります。このことは、金融を一段と不円滑にするものと見なければならぬということでありま

す。それから更生手続は、申すまでもなく裁判所の監督のもとに行われるのであります。この実行に当りまして判断を下すに当つては、法律的な知識ばかりでなく、企業の将来性であるとか、その他いろいろ、かつ広汎な経済的な見識を要するのであります。さら

にまた経済変動に即応する迅速な処理を望まれるものでありますから、どうしても円滑なる運営を期するためには、特に裁判所の機能の強化ということが必要であるというふうに考えられるからであります。さらにまた、更生手続の実施に当りましては、事実上管財人の手腕な力量なりによるものであり

まして、自然管財人に適任者を得なければ円滑なる運営が望まれないので、これまで現状におきましては、そのような適任者を得るということは相当むずかしいのではないかと思うからでございます。

ただいま申し上げましたような理由から、本法案の実施は、趣旨はいつうでありますけれども、ただいま申し上げましたような事情が改善された後にされることを望ましい、こう考える次第でございます。

以上をもちまして私の参考意見を終ります。

○押谷委員長代理 次に、東京試験機製作所取締役社長齋藤英福君にお願ひをいたします。

○齋藤参考人 東京試験機製作所取締役社長であります。私は、他の産業界も大同小異であります。特に機械工業を中心として意見を申し述べさせていただきますと思うのであります。

日本の機械工業は、昭和四、五年ころの国産品奨励時代と申しますか、いわゆる国産品を奨励するような時代と、その後には満州事変勃発によりまして、工作機械製造事業法による助成、それから引續いて戦時態勢に入りまして、国家総動員法に基づく各種の産業の助成時代、いわゆる国家が国の産業を助成するというような、一貫した大きな国家的な政策による助成時代という一つの時代があつたのであります。それからその助成時代を過ぎまして、成長の一路をどん／＼たどりまして、そしてまさに量的にも質的にも世界水準に達するような時代に達したのが、昭和二十年前後でありました。それが二十年の八月十五日、あの歴史的な何に

よりまして、一応破壊の時代に入つたのであります。それから後は、今度は

破壊後における混乱期に入つておつたのであります。そこで現在はどうかと申しますと、要するに奨励時代、それから成長育成して世界水準に達した時代、破壊時代、それを経過いたしました、縮小して再整備の上に再生産をするというような時代が、現在の機械工業

工業であるとか、あるいは汽車、機関車をこしらえる車両工業、こういう方面くらいなのであります。その他の機械工業というのは、やっぱり依然として、先ほども申し上げましたと同様な苦境に追い込まれておるのであります。

もそうであります。が、ほかの産業もほとんど大同小異で共通だろうと思うのであります。そういうようなことによりまして、たゞ昭和二十三年にお見えになりましたいわゆるドッジ・プランの行政面における実施が昭和二十四年ごろからありまして、各産業、特に私の申し上げます機械工業なんというのは、ばた／＼倒れて行つたのであります。そして残つたものもほんとうに虫の息で、その後どうやらこうやらやつてゐるというやうなわけで、給与の遅配とか、賃金の遅配というのが、一つの社会の常識化されるやうな悪い時代に來ておるのであります。大体われわれ事業家が戦前におきまして従業員に給料を払へないといふことは、どんな貧乏会社でも考えたこともないし、またさうな事業は成り立ちもしませんし、みずからつぶれて行つたのであります。が、現在は一流会社ですら、給料を払つておるか、払つておる、それでは優秀なものだといふやうで、給料を払つておること自身、優秀な方に入つておるという状態に追ひ込まれておるのであります。そこでたゞ／＼昨年の五月に、いわゆる朝鮮戦争のおかげで特需云々の景氣が出まして、一部の会社はなるほど股腰をきわめたのであります。が、これもほんとうの特定の数に会社にとどまるのであります。たとへば機械工業に例をとりますと、自動車

実はこれは去年の十一月前後のことでありまして、いずれ近いうちにこれが通れば、これにぜひひとつ乗せて行くというつもりで、実は心待ちに待つていたわ付であります。それで今年の四月ごろでございましたか、もうたいていはこの法律案も通過しているだろう

からひととつ東京へ行つて、それの方面で情報をとつて勉強して来ようというわけで、実は私機械技術者でございませうので、よくわかりませぬものですから、法律のことなら裁判所へ行けばわかるだらうと思ひまして、裁判所へ行きましたら、裁判所ではわからぬというので、それではこれは産業に關することであるから通産省だらうというわけで、通産省へ行きましたり、しまいによう／＼法務府法制意見第四局というところへたどりついたのであります。そこへ着きまして、どうなりましたかと申しましたら、実は今議會で審議中で、いづれ継続審議をするというところで、近く通るかも知れぬが、今のところはまだ審議中だというお話を、実はがつかりました。それでいよ／＼どうしてもかぶとを脱いでしつぽを巻くよりしかたがないと決心したのであります。が、たま／＼そこにおられた事務官の方が、その前にもう一つ手があるのだというわけで、そこで会社の整理というのが商法の第四章七節にあるというのを教えてもらひましたので、さつそく帰りに、生れて初めて六法全書を買ひまして、そして、さういふことを説明してゐる本を一冊買ひまして、汽車の中でさつそく読ましまして、何したわけであります。そうしまして本年の五月末に東京地方裁判所へ整理の申立てをいたしまして、この

間の九月二十八日附をもつて整理開始の命令が出たのであります。そうしてどうやらおかげさまで、実は普通の民間における借金に一応モラトリアムをしかれました、借金とりから少し解放されました、経営者が経営の面に少し従事するようになっておりますが、潰

これは一番大きな問題である。国税徴収法には対抗できないのである。そういうわけで、今のところ借金の関係の方は、一応整理が完了するまで待つてくれということ、これは裁判所の命令によつてとまつてゐるからいいのであります。国税徴収法の方はなかなかこれは動きがつかない。目下それを実はかような情勢であるからというので、もつぱら国税徴収法関係の方にはわたりをつけておるわけなのであります。三拜九拝頭を下げて、とにかく何とかなるからというので、今その方頼み込んでおるわけでありまして、とにかく私の感じからしますれば、会社の整理の商法第四章七節に基くこれでは、帯に短かしたすきに長しのような感じがするのであります。

私はこの会社更生法案を一通りさつと目を通してありますが、大会社は四苦八苦しながらでも何とかなつて行きます。たとえば社会的な信用とか、そう申してはどうかと思ひますが、政治力とか、たとえば金融技術的なそういう面によりまして、とにかく大きな会社は何とかなつて行くのであります。しかし中小企業で、技術が優秀で、長年の歴史と伝統を持ちながら、特にまじめな会社が、現在にはばた／＼倒れて行くような状態でありまして、これは私は国にしましても実に惜しい。

ことだと思つております。それでは、私みたいな通産省や法務府へたどりつて、そういう勉強でもするようになつて間は、まだ何とか何とかやつて行くのであります。中小企業にはそういう人は案外少いのであります。これほどうしろしても何とかしなければならぬのであります。

さん御承知の通り、日本の産業構成を
見ました場合に、大企業を中小企業のお
占める割合というのは、工場の数におお
きましては中小企業が九四%でござい
まして、つまり百軒の会社の中で九十
四社までが中小企業が占めておる。な
おまたその生産量についてはどうかと
申しますと、全国が生産の大体六五%
というものは中小企業が占めていろ
うです。三割五分前後を大企業がやつ
ておるわけでありまして、もしも大き
な会社が一社倒れるようなことがある
と、われわれが見ていますと、何とぞ
かんとかいって救済の手が伸びるの
であります。具体的な会社の社名は申
上げられませんが、たとえば最近の輦
出滞貨の問題につきましても、とにか
く数社困つておるといふ、失礼です
が、日銀の一万田さんに飛びつけば、
何とか救済の方法も打てたようであ
ります。しかしながら、これに数倍する
ものがどん／＼倒れて行くのだが、そ
れが一つ／＼にすると量的に小さいも
のだから、ソーシャル・インフルエン
スを与えないような会社がどん／＼参
つて行くのでありまして、私から見ま
するならば、こういうような法律はど
うしてももつと早く出るべきであつ
て、すでに現在では時期が過ぎ、し
かしおそいながらも、現在生き残つた
連中はどうしても救済しなければなら

ぬので、こういう法案はおそいながら
も私は速急に通過させてもらわなけれ
ばならぬというふうに考えます。そこ
で通過させてもらつてぜひ実施しなけ
ればならぬんですが、それについて
は私は希望があるものであります。そ
の希望と申しますのは、秋自身が経験
した関係からも、ぜひこれだけはいれ
ていただかなければならぬということ
が一つ、もう一つはできればやつてい
ただきたいという二つの種類にわけ
て申し上げたいと思つております。

それで、ぜひ入れていただきたい方
の一つは、先ほどもちよつと触れまし
たように、国税徴収法の関係でありま
す。たいていの会社がつぶれるという
場合、これは大企業は別でありま
す。中小企業の場合は、国税徴収法関
係、言いかえれば税金と高利貸しの借
金であります。たいていこの二つでつ
ぶれて行くのであります。その問題を
ここでがつちりと押さなければなら
ぬと思う。その具体的な方法といたし
ましては、たとえば更生法案の第六十
七条で国税徴収の滞納処分は六箇月間
中止する。あと三箇月間は徴収官の同
意があればというふうになつていま
す。あとの三箇月はおそらく同意しな
いでしよう。結局六箇月であります
が、改正国税徴収法第十二条の、滞納
処分の執行停止、この適用を受けま
す。二箇年間は執行停止にな
るのであります。従つて更生会社のこ
の手続に乗せる場合は、この六箇月
は、少くともこの以前の二箇年は最小
限度やつていただきたいというのが一
つであります。

それから次にお願いしたいことは、
やはり税金の問題もからむのでありま
すが、滞納の場合延滞金と加算税を
とられるのであります。この延滞金と加
算税は、普通の金銭的な考えではなく
て、要するに罰金のような性格を帯び
ていて、私は思ふのであります。金銭
的な考え方から見れば、延滞金は
法文では八割以上の割合となつてお
ります。実際は日歩二十銭もつてお
るのであります。これで行くと年七割
二、三分になるのであります。これ
は金銭的な見地から見るとたいへん
高利になりまして、政府自身が貸金業
云々によりまして高利貸を取締りな
がら、税金の面におきまして、延滞金
と加算税をとる場合、完全な高利貸の
利子をとつてゐる。更生会社になりま
して、裁判所の監督のもとにガラス張
りで行つておる会社に対しては、
ぜひ延滞金と加算税を免除してもら
う方法方法を講じませんか、とにかく
一年に七割何分ですから、二年もま
ごしてござりますと、元より利息の方
が高くなつてしまふということにな
る。どうかこれはぜひとも入れてい
ただかなければならぬ。

ぜひしていただきたい方の項目で次
にお願ひしたいことは、これも自分の
体験でござりますが、整理の方に入
つてゐる会社につきまして、この更生
手続への乗り移りを簡単にしていた
きた。それから簡単に乗り移りがで
きるようにすると同時に、整理の場合
もそうであるが、手納金を納めま
すが、この整理のときに納めま
した手納金を、そのまま更生手続の方
の手納金に肩がわりさせてやつてい
ただきたい。手納金を整理のたび、
更生のたびに何回も納めるような
会社なら、整理

なり更生手続の方に載せなくてもいい
のであります。一旦そつちに納め
たものは、横並びさせていた
だくようにお願いしたい。

それからもう一つ、これも自分の
経験で重大だと思ひます。これは、こ
ういふ更生会社なり整理会社になつて
おられるのは、今まで多大な損失を
受けておられる。今までの借入を
表の面から申しますと、繰越損金であ
ります。この繰越損金の穴埋めは、
現在の国税徴収法の法人税で申し上げ
ますと、今までの繰越損金について一
箇年間は法人税の対象から除外されま
す。言いかえれば、今まで欠損した
会社は、たいていの株式会社は年二回
の決算でありますから、二回までは
いい。これは要するに一年間は利益か
らそつちを埋めて行つていいというこ
とになるのであります。この会社更
生法に乗せるなり、会社整理法に乗
せるなり、更生会社でありますれば、そ
ういふ一年間の繰越欠損を埋めて
行くというものはできないのであり
ます。それでそのあたりの利益を埋
めて行く場合の法人税は、今度の改正で四五
％くらいになるわけでありまして、百
万円の利益を計上しますと、四十五
万円の税金を納めなくては、あとの六
十五万円で決算処分において今までの
損失を穴埋めして行かなければならぬ
ということになる。大抵生産会社は、失
礼ですが、銀行と違ひまして、勘定足
つて繰上りしてあります。利益は何
百何千と計上したが、金を出すと
なると出せぬのが生産工場でありま
す。それでは現金は出せないのであり
ます。そういふわけで、どうして
も更生会社につ
きましては、三箇年間の最

繰越損金を取返してしまふべきであ
り。とにかく最高三箇年間にして、そ
の三箇年以内におきまして、繰越損
金の利益金から補填する分は、法人税
からこれを免除してもらいたい。要
するに税金だけは、今までの損金を埋
める間は法人税をとりたくないとい
うことをぜひ申し上げたいのであり
ます。これが私の希望としまして
も、この次に、できればということの
方につきましては、できるだけひとつ
もこの更生法に盛つていただきた
指定してあります。これは一応社会政
策的な見地から申しまして、なるほ
ど日本の産業の大部分は株式会社によ
つて運営されておられますが、しか
し中小企業のうちには相当の数の、要
するに有限株式とか、有限会社とか、
合資会社とかいろいろござります。こ
れはやはり社会政策的な見地か
ら、同様に各種会社を指定すべき
ではないかと、いろいろ考へるのであ
ります。これはぜひともというわけ
ではありませんが、できれば社会政策
的なセンスから申しまして、そうする
のがほんとうにやなからうかと思ひ
ます。それからもう一つ、できれば
したいことは、更生手続開始後にお
ける事務の簡素化でございます。私
らは長年生産をやつておりました。一
つの法律が出来まして、その法律の
適用を受けますと、実に報告なり何
なりが煩雑であります。この法文を
見ても大分さなげなものでござ
りますが、われわれの恩恵を受けな
がら、いろいろことを拒否するわけ
ではありません。

せんが、どうかできるだけひとつ簡
素化するような方法をとつていただ
きたい。かように考へるわけであ
ります。これを普及するといふ見地
から申しましても、手納金について、
現在の法案では、裁判所が適当と認
めるというところになつてお
りますが、これは申し渡される側か
ら申しますと、裁判所
で何ぼ申し渡されるのか、どのくら
いとられるのかというふうな
疑問は、鬼なわけでありま
す。これはどうか、できれば最高限
度をきめて、その限度の範囲内
において裁判所がしかるべく
きめる。そうすればこつちでは最
高といふようなわけでありま
す。その具体的な方法の一例を
申し上げれば、貸借対照表の合計
帳簿残高において千分の二
なら千分の二、それ以内
におきまして、裁判所がこれを
きめる。とかいふような方法が
よくはなからうかといふふう
に考へるのであります。秋自身も
実は最近会社の整理申立てを
しまして、最初から頭にこ
びつておるのには手納金の問題
であります。手納金が高いから
まけてくださいと言へませんし、
商品の売買でもないから幾ら
というわけにも行けませんし、
そこはデリケートなことがあ
ります。この新法が出来ると
分には今後普及の点から申しま
して、都合がいいのではないかと
考へるのであります。それから
もう一つは、この会社更生法の
第三十七條の手続の中止の命令
のことでありまして、これは私
も実はそういふ経験を
持つておられますが、いわゆる
更生手続を裁判所に申し立て
ると、債権者の中で気の早い
ものは先に競売をや

つてしまふことがある。最近私自身が実は東京地方裁判所に会社整理申立てをしておる間に、国税徴収関係であります。東京地方裁判所に電話を地方からかけまして、地方裁判所はそこはまだ予納金は納めていないし、開始の命令が出ないから効力を発していないというところから、すぐトラック何台と警察を動員しましてやつて来たのであります。たま／＼私がその日会社におつたものですから、その方の責任者にお願ひして頭を下げてその日はかんべんしてもらつたのであります。が、だん／＼話を聞いてみたら、君のところは整理申立てをやつておるのだそうだが、そうすると命令が出る前にやつてしまふつもりで実は来たというやうなこともあり得る。この三十七条のこれは申立てのあつた際に、現在のこれは、裁判所がこれを認めなければならぬことになつておりますが、そうではなくて、申立てになつて一応受付になつたら最小限度それを裁判所が適当と認むるということになしに、即座に前に申し述べた強制手段を中止させ、あとで話はゆつくりつける。それで乱暴なことをするやうなことは押えるやうな方法をとつていただきたい。

それから次の問題は第十三条だと思ひますが、新聞や何かに盛んに公告することになつておるが、新聞に公告なんかしますと、結局関係のない方面まで刺激しまして、むしろ会社の更生に私は悪い影響を来すように思ひます。これは債権者、債務者相対で話をする筋合いのものであり、かつまた裁判所の監督のもとに債権者と債務者との関係なのであるから、その範

囲内に限るべきであつて、それを新聞に公告にすると、知らない第三者にまであそここの会社は更生手続になつてゐるから品物を入れないということになつても、かえつて更生の迅速を遅らせるやうな結果になると思ひます。これはこまかい問題ですが、やはり資本主義社会における信用という問題の重大さから申しまして、そういう関係のな方面を刺激する必要はないのであるから、その当事者に十分わかるやうな告示法をとつていただきたいというやうに考へるのであります。

これから私はできればひとつお願ひしたいという方でありまして、先ほど銀行協会の方々も金融の不円滑の問題とかいろいろお話がありましたけれども、これは私の立場から申しますと、むしろ更生会社に乗せなければならぬやうな会社、私の会社の例をとりますと、日本興業銀行が私の会社の最大の債権者でございますが、私は銀行の方に、むしろ銀行の債権擁護のためにもなるから了解をしていただきたいというわけで、金融機関とはびつたり連絡をとりつやつておるのであります。こういう問題が起るのには、大体町の高利貸とかその他の変なところからくずれて来るのでありまして、むしろ健全な公正な債権者の債権を擁護する意味から申しまして、言いかえれば金融機関のそういう債権を擁護する意味から申しまして、これは連絡を密にとればむしろ不円滑ではなくて、かえつて円滑にさせておきます。現在も興業銀行のほかは商工中金あたりもお世話になつておりますが、全部打明けて、この辺の変な連中が競売なんかやると困るから、むしろあなたの方

債権を確保すると同時に、そこらの町の変な連中の借金を一応たな上げする、ゆつくり話合ひでお互いがきめるのだからというところで了解を得て、経営者と金融機関とのやり方で十分円滑に行くと考へるのであります。そのほか私に言わせれば、現在の事情が、こういう法律はもうすでに去年の話でありまして、今年はまだにあと二箇月くらいで暮れんとして、いますから、早く実施しなければならぬと考へるのであります。

種々のことを申し上げましたけれども、大体この程度にしておきます。○押谷委員長代理 ただいま陳述を願ひました斎藤君は東京商工会議所推薦にかかります参考人でありまして、次に日本弁護士連合会推薦の大島正義君にお願ひいたします。○大島参考人 私はただいま御紹介にあずかりました日本弁護士連合会の推薦にかかると大島正義であります。日本弁護士連合会の会社更生法の制定に対する意見といたしましては、絶対反対であります。その理由を説明いたします。

わが国における株式会社の現状は、その大多数が、その組織の面、經理の面その他すべての面において、あまりにも便宜主義に墮してあり、全然合理主義を確定していない実情にあるのであります。かかる状況下に本法案を実施するにおいては、いたずらに悪徳債務者に悪用せられるおそれ多くして、ただちに会社の更生をはからんとするものがこれを利用する機会が甚少であると観察せざるを得ないのであります。換言すれば、本法案の実施により、得る利益よりも、生ずる弊害の方がはるかに甚大であり、従つてその組織運営等につき幾多の改正改善指導を施すにあらざる限り、本法案はさしあたり実施すべき切実なる必要を認めないのであります。

およそ会社の整理については、アメリカにおいては銀行破産法、イギリスにおいては会社法中にそれ／＼規定が設けられております。わが国においては、商法会社編中に会社の整理手続及び特殊清算手続の規定があり、また和議法には和議手続の規定があります。いずれもその手続開始の原因と対象とまた手続との間には、広狭、任意、強制、緩急等の差こそあれ、一般的には会社の整理を目的とする点においては、その軌を一にするところであります。ゆゑに現在わが国で一般に行われてゐる会社整理の実情より考察いたしますれば、いわゆる会社債権者集会を合法化、制度化することによつて、大體自治的に会社整理の目的を達し得られるものであります。従つて新たに本法案のごとき複雑多岐なる手続を実施しなくとも、会社法の一部を改正し、第七節、会社の整理中に各債権者集会に關する規定を設けることによつて、本法案の目的とするところはとおおむね達し得られると思料せられるのであります。

に、事件数としましてはきわめて僅少であります。後者においてわずかに昭和初年の金融パニック当時の五年間引続き年間新旧事件数は合せて二百件を越えたにすぎないのであります。この実績に照し合せて、本法案を新たに独立して制定することは、かえつて屋上屋を架せられる結果となり、手続の混乱を来すのみであると思われまふ。しかも本法案は株式会社のみを対象として、大資本の会社のみを保護し、合名会社、合資会社及び有限会社等はこれを顧みないが、かかる中小資本の会社をも更生せしめ、保護すべきであると思ふのであります。アメリカ連邦破産法中の会社整理規定の対象となる事業主体は、会社のみに限らず、一定の組合、株式会社、法人格なき会社及び社団その他の特定の事業団体を包含してゐるのであります。会社その他の事業団体の特殊性に従つて、特別規定を要する場合、これを置きさえすれば事足りる問題でありまして、対象を株式会社に限るの理由とはならぬのであります。

これを要するに、本法案はそれ自体によつて類似手続の煩を来すにすぎない。従つて實際の運用をも期待することができないと思ふのであります。これが日本弁護士連合会があえて本法案に反対するゆゑんであります。○押谷委員長代理 東京家庭裁判所の判事恒田文次君がお見えになるはずであります。まだ到着をいたしておられませんが、この際今述べられました参考人三君に対して質疑がありましたならば、御質疑をお願いいたします。○松本委員 ただいま大島さんから御

意見がありましたらうちに、弊害があるというようにお述べになつたようですが、どういふ弊害があるか、その例が示し願えるならお示し願います。

○大島参考人 ただいま御質問の、本法案を施行することによつてかえつて弊害があるという点は、申すまでもなくこの手続の上におきまして、すでに法文が明らかに示しておりますように、非常に複雑多岐な手続を経なければならぬのであります。従つてこの手続によつて進行するといはしますれば、少くとも半年または一年を要することと思つております。その間における工員の問題を果してどうするか、また金融の問題を果してどうするか、そして債権者がはたしてそれに對してどういふふうに向つて来るか。こういうことは破産法、和議法の事例によつてきわめて明らかに立証されております。従つて現在会社の整理の問題につきましても、いろいろその点について弊害があるもので、この点も改正をしなければならぬと私どもは常に研究中であります。ましていゝわんや本法案のごとき複雑多岐な手続によつてやるということになれば、その弊害は一層増大することと確信してやまないものであります。

○押谷委員長代理 前から難波君にお尋ねをいたしたいと思つてあります。が、会社更生法と銀行その他の金融機関がなします金融の關係であります。が、会社更生法に基いて整理をいたすことになりますれば、勢い銀行その他の金融会社が持つております債権債務の整理も、相当決着が遅れるということも想像できますし、また担保権者と

してその担保にある種の制肘が加えられるというふうな關係から、金融貸出しが躊躇されるというふうなことが一応想像もできるのであります。また考へ方によりましては、債権債務の整理が會議方式によつて適切妥當になされるから、心配なしに、かえつて金融は助長されるというふうな考へ方もできるのであります。が、会社更生法の金融に及ぼす影響というふうなことに對して、どういふお考えをお持ちになつておりますか、伺いたいと思つております。

○難波参考人 会社更生法につきましては目下なお研究中でございます。銀行界全体のまとまつた意見というふうなものを私は申し上げる段階ではないのでございますが、一応私見を申し上げます。ただいま委員長からお話になりました前段の理由でございます。まして、会社更生法が適用されるということになりますと、最初に申し上げました通り、どうも担保権者の利益を害されるという懸念が多くなります。から、ただいま今日の資金状態が必ずしも円滑に行つていないという状態のもとにおいて、このような法律が適用される場合には、さらに金融機関としては一層融資をなす場合に慎重を期して貸し出さなければならぬ、こういう状態におのづからなつて参ると思われまします。金融の状況というものは現在よりも一層不円滑になる、かように考へる次第でございます。

○山口(好)委員 大島さんにお尋ねをいたしますが、大島さんの先ほどの御意見では、社会情勢もまだ定まらず、複雑してゐる、そういう際にこういう法律を出すということは不適当である。また他に破産法の規定、和議法の規定などもあつて、屋上さらに屋を築することに相なるというふうな御説明でありましたが、かかる経済情勢の複雑な場合におきましては、特に財政が窮乏して、まさに破産直前というふうな会社も相当多く出ておりますので、それをできるだけ倒さず何とにか更生させて、その事業者も救ひ、さらにその債権者も救つて行こうというのがこの法のねらいであることは明らかであります。それで、これを破産法の改正、あるいは商法の改正、あるいは清算に関する規定などの一小部分のことで行つたのでは、かえつて複雑になり、不明確なものを生ずるので、やはりこういう単行法でできちつとしたものをつくるといふことが、弊害をなくすることになるのではないかと、いふふうにもわれわれは考へておるのですが、その点はいかがですか。

○大島参考人 ただいまの御質問一応ごもつともうに考へられますが、本案の会社更生法と、会社整理に関する件及び和議破産に関する法律を対照していただきますれば、この商法の第七節、会社の整理に関する件、これによつて一部を改正すれば大体本案の問題は解決し得られるのであります。また和議法におきましても、和議法の一部を改正してこれを強化しますれば、従つてこの問題は解決し得られるのであります。かえつて本案のごときものを置くがために、まず手続も複雑となり、しかもこの法案そのものは大資本の会社を保護するというのが主たる目的でありまして、それよりもつと中小企業会社を保護すべきではない

か、こう思ふのであります。いずれにいたしましても、この法案を施行するといふことにつきましては、手続上においてもはなはだ不便を感じるものであります。従つて会社の整理の規定及び和議破産の規定を改正しますれば、十分目的は達し得るのであります。また、つたくこれは屋上屋を重ねる悪法だと私は信ずるのであります。

○山口(好)委員 議論してもいたし方がありますので、御意見として承つておきます。それから斎藤さんにお尋ねしたいのであります。先ほど申された中小企業者の中でも、現在二千万円ぐらいの債務を背負つておるものが相当数あると思ふのであります。斎藤さんの御意見の中にもありましたが、要はこの更生法をうまく運用して行く。本法の成否のほどはにかかつて管財人にあると思はれるのであります。が、実際に会社を更生させるのに管財人はどんな人を選んだらよろしいか、御意見を伺いたいと思ひます。

○斎藤参考人 実は管財人の問題と二千万円負債の問題であります。が、これに對し私は意見があつたのですが、話が長くなりますし、大したことはないと思ひましたので、先ほど省略しました。が、要するに二千万円というとはんたうの町工場であります。御承知の通り、資本金五百万円の会社であります。と、大体三千万円から五、六千万円貸借対照表で動いておるわけでありま

すと二千万円の帳じりが持てますので、実はこの二千万円という限度はとつてしまつたがよいということ、それからその中で管財人云々ということが出ておりますが、これは裁判所が管財人の必要を認め、管財人を置く。要するに二千万円のクレジットをとつてしまつて、その管財人は、現在の人間をもつてしては管財の実を十分上げ得る見込みがないと認めた場合に管財人を置くことを認めた。実際問題として中小企業あたりで、たとえば今の趣旨では、お前らは現在の経営は適当じゃない、お前らを置いて入れかえろというのですが、これはたとえはる特定のAランクの会社であれば、今の社長、重役を入れて運営する。実際問題として中小企業におきましては、その経営者の人格なり人物が大部分ものをいふのであります。いわゆるワンマン・コンパニーであります。またこれがしつかりしないようなところは大部分参つてしまふのであります。私に言わせるならば、要するにその事業体に何人かよそから人間を持つて来なければ十分やつて行けぬような会社であれば、むしろそのような会社はつぶしてしまふべきというふうな考へておるのであります。この管財人は、現在の経営者陣に管財の責を負わした場合には、十分な実を上げる見込みがないとみなした場合、裁判所の命令で置くといふふうにした方がよいのではないかと考へるのであります。

それから二千万円云々の原則も、これは先ほど法曹界の代表のお話もありましたが、要するに実際にこの法が運用されますと、どつちが恩恵をこうむるかというところ中小企業だと思ひます。

大企業はこれに乗せなくても、先ほど申し上げましたように何とでも立つて行く方法があるのであります。そういう意味から申しまして、管財人はその負債の限度を中心にならず置くというのではなくて、現在の経営者でございまして、見込みがない場合に管財人を置くというふうにしたらいけないかと思ひます。

○田万委員 弁護士代表の大島さんにお伺いしたいと思います。先ほどの御意見、私どもは非常によくわかる点があるのですが、お尋ねしたいのは、この会社更生法によつて労働者の賃金債権、これが非常に危機に見舞われて来るのではないかと思われるのであります。この点に対して御研究なさつておることを承りたいと思ひます。

○大島参考人 先ほど申し述べましたように、この法案が実施されるということになりますと、手続がまことに複雑であります。従つてこの手続の上におきましても、少くとも半歳や一年以上要するものと思ひます。そうするとそこに当然起つて来るのは労働関係の問題だと思ひます。この問題をどうするかという事は、先ほど私が申しました一つの問題であります。この点につきまして、弁護士会においてもいろいろと研究はして参りましたが、とにかく手続が長く延びれば延びるほど、工員はそのまま遊ばしておかなければならぬ。かりに事業を運営したとしても、破産の事件における管財人の手によつて仮事業を運営するといふくらゐのことしかできない。そうすると労働関係につきましては、相当の問題が起つて来るということは、当

然のことだと思ふのです。この点をいかに解決するかということにつきましても、日本全国から集まりましたいろいろな意見を総合いたしました。結局この法案のもとにおいてこれを解決するということに容易ではない。かえつてそれがために労働争議を惹起するといふおそれがあるから、この法案はいけないというところに結論づけられております。

○田万委員 よくわかりましたが、こゝういふ御意見は弁護士会の方にはございせんか、この会社更生法における労働者の賃金債権という問題よりも、さらにわくを広げて、現在の労働者の賃金債権というものは先取特権のうちに記載されておるように見えますが、賃金債権というものは生活を守るための一つのかたです。ところが法律の上からいふならば、抵当権という権利があります。抵当権よりはさらに遅れた権利に指定されておる、間違つておるかもしれないけれども、私どもはそう理解しておる。だから会社なら会社に債務があつて、抵当権を実行せられた場合には、賃金債権というものは、いかに労働者にありましても、抵当権だけで一ぱいの場合は踏みこじられてしまふ。生活を守るための賃金といふものが一銭も得られない重大な問題がこゝに起つて来るのではないかと、このことを考へておるわけです。しかかもこれは一般の話であります。この会社更生法案においては労働者の地位といふものは、さらにそれに拍車をかけて行くような状態に陥つて行くのではないかと懸念を私も持つておるわけです。お尋ねしたいのは、ただいま申し上げたように、賃金債権の

確保ということ、労働者の生活を安定させるためには、弁護士会としてどういふような法制的な措置を研究なさつておるか、しておらなければならぬとおられるとすればその御意見を承りたい。

○大島参考人 ただいまの問題につきましては、結局今仰せの通りでありまして、優先関係から行きますと、抵当権者が優先します。従つて労働賃金を確保するということになりますれば、結局民法を改正しなければならぬといふ根本問題にさかのぼらなければならぬといふことになります。そこでそれまでに行くとすることは重大な問題であるから、それは不可能だ、こゝういふ程度にとどまつております。

○田万委員 現在の状態においては法律改正は不可能だといふ御意見でありまふすけれども、公平正義を守るという弁護士会におかれましては、やはり弱者の立場に立つて、労働者の賃金、しかもそれが生活をささえる唯一のかたの賃金であるということにすれば、良心的にお考えになられるのが至当ではないかと思ふ。ただいまのお言葉では不可能だといふこととございまして、それが不可能といふのはどういふ意味でございませうか。

○大島参考人 ただいまの質問でありまふすが、民法では抵当権が優先するといふことが規定されております。その現行法が現存しております以上は、この抵当権に先んじて労働賃金を確保するといふことは不可能だ、こゝういふ趣旨を申し上げたのであります。従つて弁護士会といたしましては、かかる問題も、また登記法に関する問題等につきましても、民法改正の問題が多々ありまして、この点は別に研究して問題であります。本案の問題につきましてはその程度にとどまつて、それ以上研究しておりません。

○石井委員 大島さん伺ひます。われわれ立法をいたしまして実際に実行してみると、立法したときからかわつたやうな実情が出るのであります。先ほど大島さんから、この手続を実施されるときは非常に手続期間が長引いて、その間煩雜なことが生じてなかなか目的が達せられない、こゝういふ御意見が出ましたが、大島さんが実際にこの法律で会社更生問題を扱つた場合におきまして、今まで破産事件や何かにあつたやうなちよつとしたものがあつたときには、どれくらい期間がかかるとお思いになりますか、過去の経験等に徴して御意見を承りたい。

○大島参考人 本法案はまだ実施されておりませんから、これはわかりませんが、和議法、破産法等によつて大体検討いたしますと、まず訴訟等の問題が起らないことも、少くとも半年以上かかることは当然のこととあります。これに訴訟事件がからまると三年や五年は当然かかるのであります。従つてこの問題につきましても、債権者との間の関係及びその他の関係が、もしもまぐ行かなかつたといふような場合には相当期間を要すると思ひます。

○石井委員 難波さんに金融方面のことと伺ひたいのであります。実際問題としてこの会社更生法でねらつていふように、何とか更生の脈があるといふような場合においては、今銀行として実際はめんどうを見ておるでしようか。この会社更生法の手にかかるといふのは銀行はもうさじを投

○難波参考人 ただいまの御質問は、個々の銀行の実際の状況に従つて違つて来る問題でございまして、抽象的に申し上げにくいのであります。先ほど来申し上げております通り、今日の金融状況から見ますと、積極的に、たとえば中小企業の育成を強化して行く、中小企業の道をつけて行くといふことさえも、世間でいろいろ申されております通り、十分に行つてない現状でございまして、ただいま御質問のやうな点は、それらの銀行において可能な範囲においてやつておることであるといふことは申し上げられまふすけれども、そう十分に引き得るやうな金融の実際にはないかと考へております。

○石井委員 しかし銀行で何とか骨を折つたならば脈がある、こゝういふやうな実情であるならば、銀行としては実際問題としてはめんどうをみて、債権確保よりまず会社の更生、こゝういふことに重点を入れておるやうな傾向でしようか、それとも整理を急いでおるやうな傾向でしようか、その点をひとつ承りたいと思ひます。

○難波参考人 見込みのあるものについてではできるだけ考慮しておる、こゝういふ状態でありまふす。

○石井委員 会社の経営をやつておる高橋さんに伺ひたいと思ひます。われわれがこゝの法律で一番心配しておるのは適当なる管財人があるかどうか

か、これは弁護士会でもそう思っているものであります。現在、この法律が実施された場合において、業界の実情から、そういうような方々が具体的にあらざるかというふうな点につきましても、いろいろの御経験から忌憚のない御意見を承りたいと思ひます。

○齋藤参考人 私、先ほどもちよつと申し述べましたように、二千万円以上の負債のある会社については、管財人を設けなければならぬというのはいやめまして、とにかく従来の経営者を中心に行つて行くべきだという考え方があります。実際おつしやる通りに、貧乏会社にしてしまつたあとにだれが来て、もう右から左へおながすがすいたとき、御飯を食ふように回復させることはできないわけでありまして。何といつても、今まで何してつた人たちが事情に通じ、ちよつと病氣のようなもので、病氣は医者より病人がよく知つてゐる。自分たちが経営の責任に當つて、その苦境に陥つた原因も、それに対する対策も、当事者が一番よく知つておるわけでありまして。そういう人たちに、要するにひよ／＼してゐるときに助けて、マラソンで走つて行けるようにしなければならぬ。お前はだめだと言つてこつちへ入れてみたつて、あゝが悪いと思ひます。ですから、管財人の点は法案の中で義務づけられないで、従来の人間でやつて行くというのを建前としたしまして、ただそういう人が裁判所の監督のもとに、適当でない場合においては管財人を設けるといふような方法にしませんと、ある限度から上は必ず管財人を置くというところになるとかえつて息を吹いて

生きるやつを、へたやると次の管財人が来てつぶしてしまふというふうなかつこになる、この点は私さうに考へておるわけでありまして。

○石井委員 ただいま田万委員の方から労働者の債権の問題が出たのでありますが、労働者としても、会社が更生できるならば協力したいというのが、実際の問題であらうと思ひます。自分たちの債権を優先的にいたして、会社はつぶれてもかまわないといふのではなく、労働者としては、会社の更生といふことにまず協力することにならうと思ひます。ところが、実際は債権者同士の会社に対する協力、こゝういふことをさつき大島さんにも質問したのでありますが、これは円滑に更生を進められるかどうかの分岐点だ、こゝう思ふのであります。担保権者があつたりあるいは一般の担保権のない債権者があつたり、あるいは労働組合の人の賃金の未払いがあつた、こゝういふふたつ複雑な場合において、債権者同士の話し合ひがうまくつくような実情でしようか。今まで取扱つた実情からこゝういふ点についてお話を願ひたいと思ひます。

○齋藤参考人 今の御質問は未払い賃金の問題、それから債権者のいわゆる協調の問題のように考えられるのであります。なるほど従業員は、私も実際の経験を持つておりますが、会社がどうせつぶつてくれるならば、借金の取りにとられるより何とかして自分たちが持つて行くことになりまして。しかし、今度こゝういふわけで更生するといふことになれば、とにかく今までは苦しくてたまひましたのだから、これから先頼むといふことで完全に協力

してくれたいと思ひます。具体的な例を申しますならば、たとえば、今までの未払い給料はたな上げにして、会社に預金したつもりであるが、これからの分を毎月確保できるかどうかといふところにポイントがかかると思ひます。これは私自身実際の経験を持つて、実は今まで約二箇月近いたな上げをさして、そのかわり去年の十一月以降今日に至るまで、とにかく今後働く分に対しては絶対遅配はさせぬから、あとはひとつおれにまかせてくれといふことであつて、そのわけでありまして。そういう場合、遅配給料や何かにつきまして、少しづつ勢いがつきますると、今月はこれは特配だといふことでやりますと喜んでゐるので、こゝういふ点は協調が行くのであります。ただどうせつぶれるといふことになりますれば、会社の商品でも製品でも現物でも何でもよいからくれといふことになりまして、更生の見込みさえ立つたならば、現在の労働組合の趨勢から申しましても、私自身の体験からしてもさしつかえないと思ひます。

それから債権者の問題であります。債権者の一番大きな問題は銀行であります。失礼ですが、銀行は紳士であります。だから銀行の債権を行使することでは会社をぶつつぶすといふこととはこれはありません。特に私は、日本の国策的性格を持つてゐる銀行にお世話になつてゐるせいかもしれせんが、こゝういふことはまずなからうと思ひます。私の知る範囲の銀行で、銀行の借金が返せないから銀行が会社をつぶしたといふ例はあまり見ないのであります。こゝういふ場合につぶれるかといふと、先ほど申しました税金と高利貸であります。要するに、せつ／＼盛りに上げて行こうと思つても、第二、第三の町の債権者がいゝゆる強権を發動して合法的に持つて行つてしまふ。そうすると、銀行のような紳士的な債権者も、どうせだめなら担保権設定の強権を發動してぶつつぶすはかないといふことになる。それでなく、こゝういふ法律がしかれて、裁判所が更生手続の必要を認めることになれば、銀行の方も利権が確保されるといふことであつて、金融の問題につきましてもなまじつかなかけひをしない、あるだけのもを全部ぶちまけて、こゝういふこゝういふわけで更生するのだといふことも納得してもらひ、かつ毎月の生産実績なり、金融のありのままを金融機関に見せて頼むならば、金融機関もめんどろを見ることを確信しております。ですから債権者の協調の問題は一向さしつかえないと思ひます。私の経験で、現在不備である会社整理のあれに乗せて、それ／＼の恩恵をこうむつてゐるのでありますから、この更生法が多少の希望条件をいれて実施されるならば、私は固期的な法律だと思つておりますので、ぜひとも願ひたいと思ひます。

○押谷委員長代理 ただいま東京家庭裁判所判事の恒田文次君がお見えになりましたから御意見の御開陳をお願いいたしますと存じます。

○恒田参考人 前に一言御了承願ひたいことは、十時半にお呼び願ひました、ちよつと事件をやつておりますが、ずいぶん急いだのであります。ただいままで遅れましたことをおわび申し上げます。

会社更生法につきまして私から申し上げますことは、実は破産事件を東京地方裁判所で三年ほどいたしまして、その後二年ほど会社事件の部を担当いたしました。ちよつと五年間の法案に關係した仕事をしております。現在家庭裁判所で仕事をしておりますので、こゝういふ意味におきまして意見を申し述べさせていただきます。こゝういふ法律ができた方がいかにどうかといふことの御意見を申し上げるの、まず最初と思ひますが、破産事件、和議事件、整理事件、特別和議事件、従来裁判所はこの四種の法律でこゝういふ事件をやつておつたのであります。破産事件をやりました感じでは、どうしても事業が死滅するといふ結果になるので、何とか破産の宣告を避けたい、これは申立人として、債権の回収の面が統計上一割しかない、むしろ宣告よりも示談的の解決を希望する、結局破産宣告をすべき事件が、宣告でないような片づき方をしておる、こゝういふ実例が多いのであります。債権取立ての便法といふような面にむしろ利用されておる。これははなはだ残念に思つておつたのであります。

次に和議の法律であります。これも取扱ひました感じから申しまして、執行力がないといふ点で非常に残念に思つております。それは借金踏み倒し法といふような悪口を言われたこともありまして、支払いの猶余を得たり、あるいは分割払いといふことに納得しましても、執行力を持たないといふ点で非常に弱い法律と感ぜられております。次に整理であります。これも三取扱いした感じでは、債権者全員の同意といふ点でどうしてもうまく行かない。それからもう一つは整理が

できませんければ、当然破産の宣告を受ける。この点で非常に実務家としては不便な法律と感じておりました。

なお最後の特別和議法でございますが、これは例の臨時補償打切りによる事件だけでありまして、法律自体は非常によろしくできておるようには感じておりませんが、実際やります上では、臨時補償打切りという点で、ほかの事件に利用できないので、これも残念に思つておつたのであります。

そこで今回の会社更生法を拝見いたしましたので、率直に申し上げまして、ぜひこの法律を施行するようにしていただきたい、こういう結論でございます。それは先ほど申し述べました破産、和議、整理、特別和議、この四つの種類の法律を取扱いました場合の欠点が、今度の更生法ではすべて修正されておる。実務家の私として不便を感じておつた点が、大体において修正されておるといふ点で、この更生法を歓迎するわけでありまして。ただ前の参考人の皆様のお話を伺つておりませんので、また裁判所という狭い見地からの意見を申し上げるので、どの程度意見を申し上げていいかちよと苦しむのであります。裁判所の現在の立場として、この法律をすぐ受入れられるかという御質問があると仮定いたしますと、御承知のように裁判官は手不足でございます。人数がふえるといふことももちろん希望はいたしておりますが、この法律を拝見いたしますと、いろいろ補助機関ができておるやうであります。たとえば管財人、調査委員、審査人、整理委員、法律顧問、こういう方のお手伝いが願えるやうでありますから、そうすれば裁判官も

相当手数がはぶける、手数がはぶけると申します趣旨は、この方々に實際上いろいろお願ひして、法律的意見を裁判所が持てば、そうすぐに人員を増さないでもこなせるのではないかと、こういう感じがいたします。

それから施設の点であります。東京だけのことを申しまして、相当狭い庁舎でありまして、ここに出席いたします関係人集会、たとえば債権者と、株主の集会に相当大きな場所を必要とするのではないかと懸念を一応持ちました。従来は体験によりまして、破産の集会にしましては大体は委任状で、二千人ぐらいの債権者の場合でも、わずかに五、六名の方が出席されて集會をやつておられる経験がございますので、これもそう大した施設の拡張ということもなしに行けるのではないかと、こう考えております。

それからいろいろ費用の予納、あるいは報酬の問題でございますが、これは従来破産事件、あるいは整理事件なんかで出しておられます報酬の基準がございまして、それによつて、行けばさほど多額なものでなしに行けるのではないかと、たとえば管財人の例で申しますと、弁護士の方は、これは相当過去の経験上の数字が出ておりますし、弁護士以外の方であるならば、整理の場合に、たとえば会社の重役あるいは営業部長として受けられる報酬を基準にいたしました算出する、これもさほど多額なものではなくてよろしいのじやないかと、ことに法的立場に立たれる仕事になりますから、その費用がよけいなくともいいのではなからうか。また予納を会社の方で相当別に、つまり開始後に会社の方で費用を

予納していただければ、その財力に依じた報酬なり費用を支出して行くという面でも円滑に行けるのではなからうかと感じられます。それから今までもありましたが、調査委員あるいは審査人といふような職務がふえておられますが、これもやはり従来の破産管財人あるいは整理委員、こういう今までの仕事と大同小異であると思ひますので、職種が新しくつくられますが、裁判所としてはさほど実施上困難はないと思ひます。問題は破産管財人は弁護士の方が、従来破産管財人は弁護士の方がほとんどなつておられます。これは例の否認の訴えを提出いたします関係で、法律素養が十分ないと、理想的な破産管財はできなかった関係でありましたが、今回の法律の管財人は、法律の、たとえば否認の訴えといふふうな問題ばかりでなしに、会社の運営といふことを相当担当されるのであります。今までの破産管財人あるいは会社の整理委員とは多少方向が違ふといふことが当然予想されます。アメリカの例をちよと伺つたのであります。そう、実業者のクラブと申します。裁判所の諮問があれば適當な方が選出されるというふうな何つておられますが、将来日本でも必ずさういふ一つのグループができるのではなからうか、またできていただけたならば、裁判所は非常に便利であると思ひます。これは決して弁護士の方がいけないといふのはありません。弁護士の方が案業をかねておられるならば、これが一番理想ではあります。現在の状況では弁護士の方が全部実業を経験しておられますので、そういう時期の参

りますまでは、弁護士の方で経験のある方あるいはその当該事業に経験がある方、要するに公平に仕事をやつていただく方ならば、現在ある事業をやつていらつしやつてもけつこうと思ひますが、そういう方を選出するといふ点、これが裁判所としては一番むずかしい問題ではないかと感じます。たとえば商工会議所といふふうなところに御照会して適當な方を御推薦願うといふ方法も考えられまして、この点は何とか円満に行くものでないかと感じております。

それから整理にどのぐらいの期間がかかるかといふ点であります。訴訟促進が叫ばれて、現在裁判所が非常に事件の解決に拍車をかけておりますが、ことにこの種の事件であります。従来は経験上はかかる事件をいともまず片づけるという方法をとおておりました。たとえば整理事件なんかも取扱ひましたが、毎日でも、夜おそくまで十二月の三十一日までやつた経験もございまして、普通の事件とは非常に違つた場で裁判所は処理されるはずでありますから、その期間が長くなることはないかと思ひます。期間の点についてであります。可決の期間が二月とされておることであり、もしも延ばす場合には一月延長できます。こうございしますが、私の体験上、和議事件であります。二月といふ期間が非常に短かいのであります。二、四分の三の同意を得るにどうして、二月では得られなかつた経験が二、三ございします。今度の法律ですと一月延長となつておりますが、欲を申せば一月よりも長いことを希望いたします。

します。が、あまり遅れるといふことも、また欠点になりますので、一月でもよいかと思ひますが、この点は整理委員になられたような方、管財人のような方に、前後三月では相当御勉強願ひなければならぬではないかといふ感じを持っております。

それから国税徴収法による滞納処分の中止、あるいは税務署等の同意を得て減税あるいは徴収猶予といふ条項がございしますが、これは非常に賛成をいたされるところであります。申しますのは、和議事件でありましたが、滞納税金のためにその工場の原料を全部処分されたために、こちらから税務署に一応御相談したのであります。ところが徴収処分は断行されて、せっかくでかかつた和議がこわれたといふ苦い経験を持っております。今度の法律ですと、そういう場合に税務署に裁判所から御連絡をして、しばらく待つていただければ相当円満な解決がはかれるという面でも、非常にいい法であるかと存じます。

次に担保債権の制限というのがございします。これは従来の担保債権の絶対性という立場から行きますと、いろいろ御意見もあると思ひますが、実務家として扱ひました場合に、担保債権はほとんどの財産を占めておる場合には、他の一般の債権者が非常に不利を受ける。極端に申しますならば、担保債権者だけが全部返済を得まして、他の債権者は全部一銭の配当にもありつけないといふ経験がたびたびありますので、そういう機会に感ぜられましては、多少とも担保債権の方に遠慮をしてもらえるならば、一般債権者

ましては、また今度の整理とは多少趣を違えておると思ひますので、これは残されてもいいのではないかと。結局会社の更生という面におきまして、従来諸立法と違つた面が盛られておりますので、問題になる条文は三、四十条と申し上げましたが、内容的には新しい仕組みが相当ありますようです。御理解願へましたかどうか、ただいま私の意見としてはその程度でございます。

○鑑査委員 私の申し上げたい根本は、いゝゆる法律の民主化といふことです。次に、次から次に新しい法律ができ、われわれ専門家自身でもそれを解釈するだけの能力を持たないわけですから。一般の者にはとうていわかるものじやない。法律はできるだけ周知せしめて、國民がこれに従うように簡易なものにしてもらうことが、ほんとうのもの民主化じやないかと思ふ。その大前提から出ておるのでありますが、これ以上その点は伺ひません。

もう一つ聞きたいのは、なるほど会社が行き詰まつて整理をする上においては、こういうこともいいというふうな考えられるのでありますが、こんなものをこしらへたがために、かえつて会社の行き詰まりを生ずる原因になるものといふことになつたらたいへんだ、こゝう思うのです。これはいろいろあります。先ほど齋藤さんからも議論があらわしましたが、管財人ができて会社の経営をやる、こゝいうことになる。これはどうも今までやつておつた者でさえ困つておるものを、まその人が入つて来てその会社が更生できるとは、われわれに於ては考え及びません。それから先

ほど何か商工会議所などに相談して、いい人をよこすというような話でしたが、よその会社のいい人が来てその会社を盛り立てるといふことができればけっこうですが、われわれは実際それら望み得ないと思う。実際にそういうりっぱな経営の手腕を持った見識のある人が出て来るくらいなら、管財人に出て来てもらうより、その人に入つてもらつて、そして資本なり何なり用意してもらつたらよろしいが、管財人になつて来たり、整理人になつて来ても、私はやれるものじやないと思う。そういうことでは経営自身に、私は非常に心配を一般に持たせたいというところを感じる。もう一つ痛切に感じたのは、いわゆる担保権をある程度制限するといふことであるが、それは整理の上ではけっこうですが、会社経営で一番困るのは金融の問題で、どうかひとつ金融をうまくやつて、会社の事業をつなげて行こう。仕事をいよいよにしようといふ一生懸命経営をやるときに、今の整理に入つたら、担保権が引込まれるかもしれないといふことになつたら、担保でもつて金を貸す者はなくなる、これは重大な点だと思ひます。担保さえつておれば金を貸してくれと思つたが、いよいよ更生が申し立てられたら、担保権が引込むといふことになるかもしれないといふことになつたら、担保では金を貸さないかもしれない。従つて整理どころじやない。会社経営そのものに重大な影響を及ぼすことが考えられると思ひれるのですが、この点は私の間違ひでありますか、それとも七うお考えになりますか、その点を承りたい。

○恒田参考人 担保権の制限と申し

ましたが、この条文には、たしか第一次の配当と申しますか、であつたように拝見いたしましたので、その点を裁判所でもそうむやなことをしないじやないかという建前を申し上げたいのであります。担保権者を保護すべきであるといふことは、もちろん御同感であります。場合によつては多少の制限をするといふ程度の趣旨と私は理解したのでありますから、賛成申し上げたのであります。もちろん御意見の通り金融が梗塞いたしますと、事業はできませんので、大制限といふことはほとんど考えられないと思うのであります。

それから管財人の人選でございますが、……

○鍛冶委員 人選というより、かわつて経営する……

○恒田参考人 それは会社が二千万円未満の場合には、管財人は置かなくていいという規定がございますように、二千万円以上の場合であります。と管財人が一人でなくてもいいようにありますから、おそらく数名つけられるのではなからうか。その中には利害関係のある者が入つてもよろしいという規定がございますので、もちろん会社の営業部長とか、そういう方がプランに参画される、管財人に入られるのではないかと。私の経験では整理事件なんかを扱いましたが、その場合には御説の通り整理委員とか代理の方ではほとんどわかりませんので、実務上として営業部長、経理部長、そういう方に盛んに懇請いたしました説明をしていただいたりました経験を持つておりますので、実際の法の運用になりますと、管財人と申しますよ

り、むしろ会社の実務をやつていらつしやる方、また場合によつては労働組合の方に相当お目にかかりました。が、ただいまの裁判所のやり方は必ずしも法律通りでございせん。そこはいろいろ実情に即して会社の実務の方とお会いしておりますので、おそらくそれと同じ方法をとることになると思ひましたので、賛成申し上げたのであります。

○斎藤参考人 管財人の問題は、実は今の御質問の趣旨にわれわれもすつかり同感であります。要するにその会社が貧乏になつたからといって、別な手にかえてみたところで、これは先ほどから繰返して申し上げておりますように、ある特定のAランクの会社にはそういうことが通ります。たとえば社名は申し上げませんが、最近にそういう例があるわけであり、この法案の根本的なねらいは、要するに先ほど申し上げた大企業云々という話がありましたが、実質これの保護を受けるものは、どつちかというパーセンテージにしてもあるいは実際の面からも、私は中小企業の場合が多いと思ひつても従来、そういう場合には何といつても従来の経営者を主体にしてやつて行くべきであつて、従つて管財人の方は二千万円以上の負債のリミットはとつてしまふ。それからたゞいま恒田参考人から二千万円云々という話がありました。が、借金二千万円という話にかかると多量にありましたが、これは貸借対照表の帳じりの残高でありまして、二千万円の借金はほんのわずかであります。資本金二億円の会社で大体平均二千万円の債務は残るわけであり、ですからこれは二千万円のリミットは

とつてしまつて、管財人も裁判所が特定にこれらの連中ではどうもあふなくしてしまうのではないかと認めるといふことにして、とにかくなんぼ以上は管財人を置くといふこのリミットは、先ほどから申し上げますようになくしてしまふといふように、この管財人については考えております。

それから担保権の問題が今ちよつと出ましたが、これは法律的な問題でありまして、実際問題として、たとえば更生しよう、また更生の可能性があるといふようなものは、銀行から借りたにしても、あるいは税金にしても元金だけは間違いなく、今すぐには返せませんが、二年三年働けば返せるといふ見込みがあればともかく、そういうものは更生でなく破産にかけつづけてしまふべきで、少くともこれは技術も優秀であり、また事業的に先々の何を見ましても、こしはばく借金取りを追ひ払つて少し保護してやれば、ゆう／＼やつて行けるというやうなものにこれに乗ると思ひます。こゝうなものと勢い担保権の場合でも、要するに担保権は、実際問題として利息とか金利とか、あるいは先ほど申し上げました国税徴収法による罰則的な高利貸に相当する延滞料加算税、こゝういふやうなものをまけてもらつて、今すぐは納められないが、税金ですから国民の義務として元金だけは納め、銀行から借りた元金だけは返す。もう一つは銀行の利息にしても年一割で事業から見れば微々たるものである。ところが債権者といふことを申されましたが、町の連中になると一箇月一割なんてございませう。こゝういふやうな者をこの法律によつてびしやつと締めれば、

そういう連中がこの線に乗つて行くべきであつて、理論的にいへばこれによつて一つの更生会社の線、ランクといふものが自然きまつて来ると思ひます。そういう意味で、担保権の方で元金が食い込むようなものは頭から破産にひつかるべきであります。やはり更生には裁判所で理由ありと認め、検討してこれを認めるわけであり、それから、そこはやはり裁判所が実務的にやると思ひますので、借りた金を元金まで倒そう、また倒さなければ生きないようなものはこれはシャッポを脱がした方がよいので、実際の面に動かした場合には乗らないといふふうに私は考えておるのであります。

○押谷委員長代理 大分時間も経過いたしましたので、本日はこの程度にいたしました。存じます。参考人の方々は御多用中たいへん長時間にわたりまして、きわめて御熱心に、かつ有益なる御意見を御開陳くださいまして、今後の法案審議の上に参考になることがたいへん多かつたと存じます。どうもありがとうございます。本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時五十六分散会